

(仮称) 大田区環境アクションプラン 策定概要

1 策定スケジュール

- 令和3年度環境審議会は6月3日(木)から6月11日(金)(書面会議)、8月下旬頃、10月下旬頃の計3回開催予定
- 新プランの公表は令和4年3月予定

【表1】スケジュール表

年月	R3												R4		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
主な会議体															
★庁内作業部会(5~6回)	★1		★2			★3	●1		★4		★5	●2	区民意見公募手続(パブリックコメント)		
●おおた環境基本計画推進会議(幹事会・本部会)	基本事項・基本目標・取組方針検討														
▲大田区環境審議会	取組方針・施策の調整														
						▲1			▲2		▲3		▲4		(仮称)大田区環境アクションプラン策定
						骨子審議			素案審議		計画審議		予備		
						素案(指標・サブゴール含む)検討			素案・推進体制検討		計画案・実績フォーマット検討		計画承認		

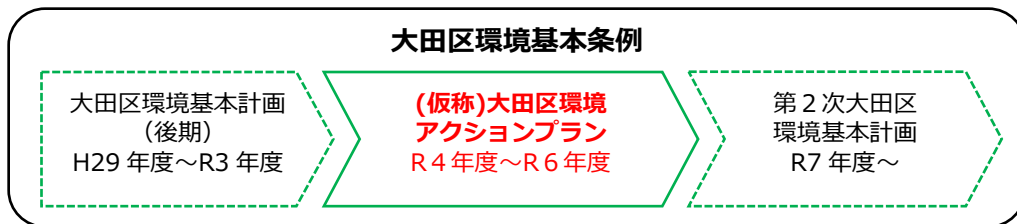
2 策定の目的

- 新たな環境課題や社会的要請へ柔軟に対応できる計画体系の再構築
- 大田区環境基本計画(後期)に基づく取組みを踏まえた施策の見直し

3 位置づけ及び計画期間

大田区環境基本条例が掲げる環境の保全に関する基本理念の実現に向けた、大田区環境基本計画(後期)と第2次大田区環境基本計画を繋ぐ緊急計画として位置付ける。

新プランの計画期間は令和4年度(2022年度)~令和6年度(2024年度)の3年間。



※第2次大田区環境基本計画は令和5年度~令和6年度に策定作業を実施予定

4 計画の対象地域

大田区全域を計画の対象地域とする。(大田区環境基本計画(後期)を継承)

5 対象とする環境の範囲

大田区環境基本条例第4条に示される範囲を基本とする（大田区環境基本計画（後期）を継承）。

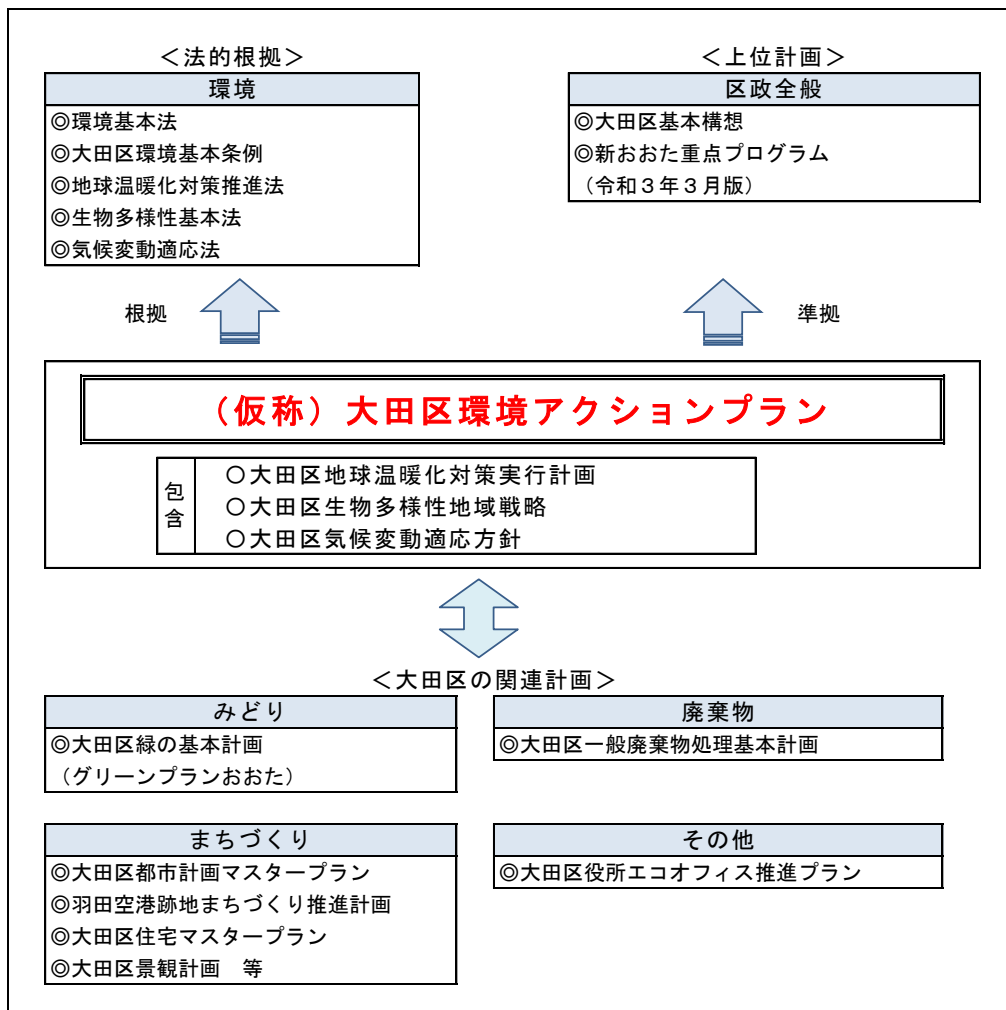
【表2】対象とする環境の範囲

区分	環境項目
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、公害苦情 等
自然環境	生物、生態系、公園・緑地、水辺環境、身近な緑 等
産業環境	生活と産業の共存可能な環境、魅力ある地域づくりと産業の活性化が両立する環境 等
快適環境	歴史・文化、都市景観 等
循環型社会	廃棄物 等
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー 等
環境保全活動	区民等や事業者による環境保全に関する活動 等

6 関連法令・計画

- 関連法令、関連計画は原則、大田区環境基本計画（後期）を継承する。

【表3】関連法令・計画一覧



7 環境に関わる社会の動向

【表4】主な環境関連動向

分野	計画・施策等	策定・施行年月等
環境に関わる世界の動向	持続可能な開発目標（SDGs）	平成27年9月採択
	パリ協定	平成27年12月採択
	大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの共有	令和元年6月
	パリ協定の運用開始	令和2年1月～
国の関連施策等	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	平成27年4月施行
	長期エネルギー需給見通し	平成27年7月策定
	地球温暖化対策計画	平成28年5月策定
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成29年4月全部施行
	第五次環境基本計画	平成30年4月策定
	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月策定
	第五次エネルギー基本計画	平成30年7月策定
	気候変動適応計画	平成30年11月策定
	水素・燃料電池戦略ロードマップ	平成31年3月策定
	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月策定
	食品ロスの削減の推進に関する法律	令和元年5月施行
	2050年カーボン・ニュートラル社会の実現を宣言	令和2年10月
東京都の関連施策	東京都環境基本計画	平成28年3月策定
	ゼロエミッション東京戦略	令和元年12月策定

※国は令和3年度中に「地球温暖化対策推進法（＝地球温暖化対策の推進に関する法律）」の改正及び「プラ資源循環促進法（＝プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）」の制定予定

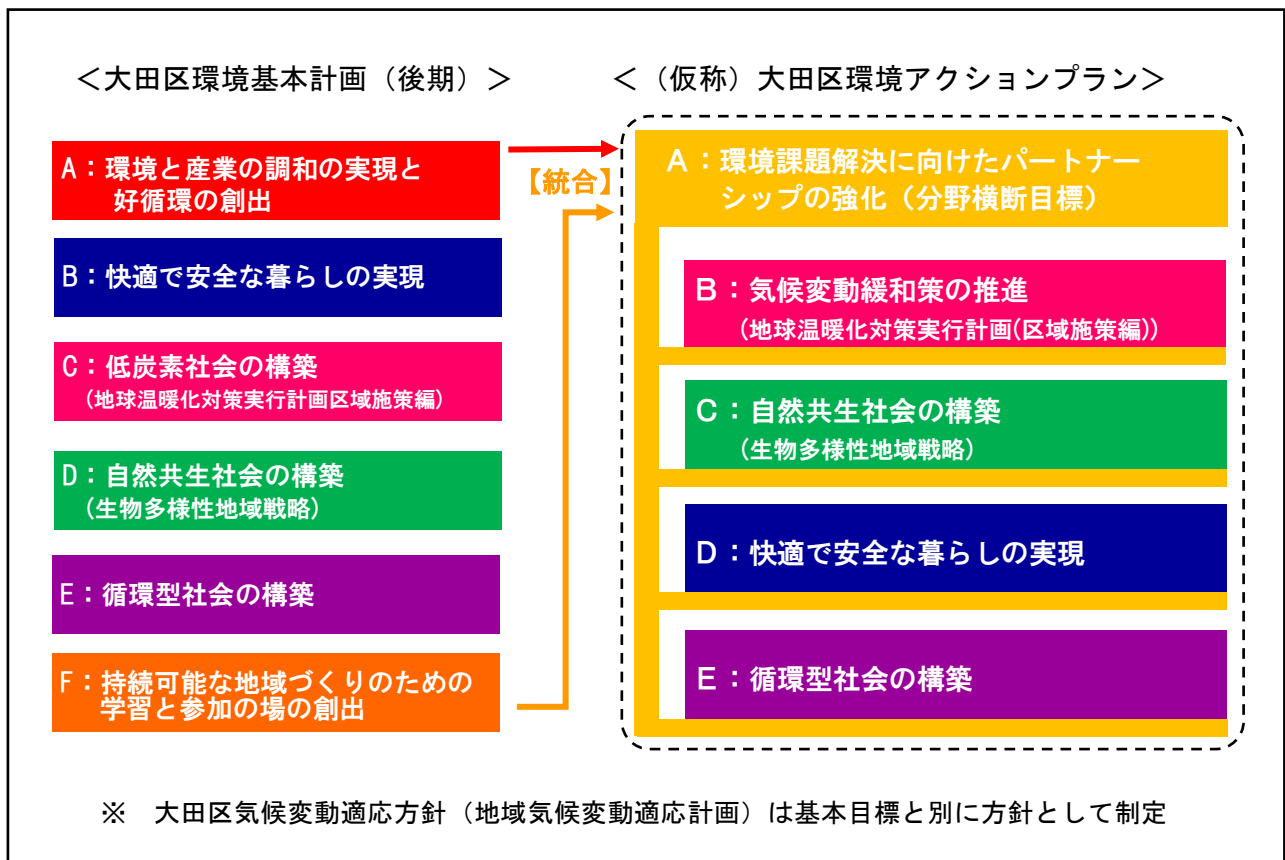
8 (仮称) 大田区環境アクションプランの計画体系

(1) 基本目標の構成

- 後期計画の基本目標 A「環境と産業の調和の実現と好循環の創出」と F「持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出」を統合し、新たに分野横断的な目標として基本目標 A「環境課題解決に向けたパートナーシップの強化」を新設する。
- 後期計画の基本目標 C「低炭素社会の構築」は基本目標 B「気候変動緩和策の推進」に名称を変更する。
- 後期計画の基本目標 B、D、Eは新プランでも名称・方向性を継承する。
- 基本目標とは別枠として、大田区気候変動適応方針を新設する。

◇ (適応方針の詳細は(3)－②参照)

【表5】後期計画と新プランの基本目標の比較



● 包含計画について

基本目標	包含計画	関係法令
基本目標 B 気候変動緩和策の推進	大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	地球温暖化対策推進法
基本目標 C 自然共生社会の構築	大田区生物多様性地域戦略	生物多様性基本戦略
大田区気候変動適応方針（地域気候変動適応計画）		気候変動適応法

(2) 基本目標、取組みの方向性、個別施策の構成

- 新プランの計画の階層は大きく「基本目標」-「取組方針」-「施策」の3階層とする。
- 各事業は名称（または事業の写真・画像）を参考掲載する。

【表6】構成の比較







＜大田区環境基本計画（後期）＞		＜（仮称）大田区環境アクションプラン＞	
【例】			
階層1 (目標)	【A】環境と産業の調和の実現と好循環の創出 ＜説明文＞	階層1 (目標)	【A】パートナーシップを活用した環境課題の同時解決 ＜説明文＞
階層2 (取組みの方向性)	A-1 住工環の調和 ＜説明文＞	階層2 (取組方針)	A-1 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ＜説明文＞
階層3 (個別施策①)	(1) 工場の立地・操業環境の整備	階層3 (施策)	(1) 各種啓発イベント等を通じた環境意識の醸成 ＜説明文＞
階層4 (個別施策②)	①ものづくり拠点の形成支援		
階層5 (事業概要)	区内工場の立地・操業環境の向上のため、産業支援施設の整備・運営を行い、事業の拡張や高度化のために行う事業に対しては、経費の一部を助成します。 (以下省略)	事業イメージ (参考掲載)	<ul style="list-style-type: none"> ●エコフェスタワンダーランド ●大田区地球温暖化防止講演会 ●ものづくり教育・学習フォーラム 等

(3) (仮称) 大田区環境アクションプランにおける新たな視点

① SDGs (Sustainable Development Goals) 理念の取込み

- 基本目標 A~E の各目標に対して、メインとなるゴールを設定する。
- 各目標に向けて取り組んだ結果、副次的に貢献できる SDGs ゴールをサブゴールとして例示する。
- 各目標が掲げる SDGs ゴールに対して、SDGs を身近に感じてもらうため、大田区版ローカルゴールを作成する

【表7】SDGs の考え方の例（掲載イメージ）

基本目標 A 環境課題解決のためのパートナーシップの推進			
【メインゴール】	【大田区版SDGsゴール】	【サブゴール】 (メインの取組によって波及効果が期待できるSDGs)	
	区民、自治会、町会、事業者、団体・NPO、区など、地域を構成する全ての主体が連携し、大田区の地域力を結集して環境課題の解決に取り組めます。	  	 
進捗管理指標 A		基準年度	目標年度
①	区民運動「おおたクールアクション」の賛同団体数	令和3年度 ●団体	令和6年度 ●団体
②	食べきり応援団参加企業数	令和3年度 ●団体	令和6年度 ●団体

②「大田区気候変動適応方針」の新設

- 平成 30 年 12 月に制定された気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」
- 国の「気候変動適応計画」が示す関連分野のうち、主に自然災害、健康、国民生活・都市生活の 3 分野において、気候変動の影響に区としてどのように取組んで行くか、対応方針として取りまとめる。
- 区が既の実施している適応策を整理・体系化する
- 各適応事業の進行管理は、各事業の主たる個別計画で行う。